

その裳をとり給ひて

— 浮舟の巻私見 —

久保重

御物忌二日とたばかり給へれば、心のどかなるままに、かたみにあはれとのみ深く思しまさる。右近は、よろづに例の言ひまぎらはして、御衣など奉りたり。今日は乱れたる髪すこしけづらせて、濃き衣に紅梅の織物など、あはひをかしく着かへて居給へり。侍従も、あやしき褶着たりしをあざやぎたれば、その裳をとり給ひて、君に着せ給ひて、御手水まゐらせ給ふ。姫宮にこれを奉りたらば、いみじきものにし給ひてむかし、いとやむごとなき際の人多かれど、かばかりのさましたるは難くや、と見給ふ。かたはなるまで遊びたはぶれつつ暮し給ふ。(浮舟—日本古典全書源氏物語に拠る。以下同じ。)

右の傍線部分の解釈について私見を述べたい。

(一)

まずこの部分について従来行なわれて来た解釈の主なものを見る

と

「河海抄」は「しびらうはものことゝこゝに分明也」

「花鳥余情」は「しひらはうは裳なり褶の字なりその裳をとり給てといへるはやかてうは裳のこと也」

「弄花抄」は「侍従がしひらをかへたるを、浮舟君にきせしなり」

「細流抄」は「しびら 裳也」

「湖月抄」は「褶」「細」裳「あざやぎたればその裳をとり給ひて」「細」侍従がしびらをきかえたるを浮舟にきせ給ふ也(筆者注「細」は細流抄)

「新釈」は「侍従が志びら着たるさまのあざやかによく見えつればその裳をとりて浮舟にきせて仕る人のさまに匂の御手水の湯をとらせてたはぶれ遊給ふなりさて此下に一品宮へ匂のおぼす人二人人奉りおきたりと見ゆ然れば是もさ様にてもおぼすなりけり(略)」「玉の小櫛」は「君にきせ給て御てうづ云々は、御手水をまゐら

する女は、かならず裳をきる礼儀なる故に、有合せたる侍従が裳を、浮舟君にきせてなり」とある。

以上の諸注を褶と裳との関係にしぼって読むと、それについて触れていない「玉の小櫛」以外のすべてが、ここで云われている「裳」は褶を指すと解している。次いで現代の諸注を見ると

「対校源氏物語新釈」は頭注に「褶、上裳で主人などに侍する時着る」、「褶」の傍注に「裳の事」とある。

「日本古典全書源氏物語」は「褶は主人に奉仕する時着用する上裳といふ。匂宮はその褶を取られて浮舟にお著せになり、御手水に奉仕させなされる。」

「日本文学大系源氏物語」は「昨夜は着のまみ着のまま出たので着古して見苦しい上裳(褶)を着けていたけれども、今は着換えて、鮮やかに立派になったから、匂宮はその侍従の着けていた裳(褶)を御取りなされて、浮舟に御着せなされて」

「源氏物語評釈」は訳文に「侍従も簡単な褶を着ていたが美しいのに着かえたので、その裳をお取りになって、女君にお着せになって手を洗わせなされる」。語釈に「しびら 褶「うはも」で、袴の上に着けるといふ(箋注和名抄)。形はよくわからない。古い服装で、この物語では、主人の前で召使が着る。後方へ腰から下につける。」鑑賞に「侍従が今までの裳を褶にかえる。そこでその裳を女君に付けさせて、手水の世話を命ずる。」とある。

佐伯梅友博士は「その裳」とは前の『あやしき褶』と同一か、あるいは、侍従が今新しく着けたのを取り上げたのか。宮がこれを

女君に着せたのは女君を女房扱いにしたのだという。」(「解釈と鑑賞」昭四五、七月号、源氏物語注釈)と云って居られる。

以上を整理すると、佐伯説の後半以外は、すべて、しびら||上裳||裳と解釈されている。

さて、「褶」が源氏物語に見えるのは次ぎの三例である(大成索引に拠る)。

しびら二例(未摘花、浮舟)、
しびらだつもの一例(夕顔)

そこで、上記の注釈書が夕顔の巻・未摘花の巻で「しびら」をどの様に注しているかを念のために調べて見ると、

「河流抄」(夕顔) 「延喜式 褶 覆^レ袴之衣也 内蔵式云・駕興^レ丁褶勲文 栄花物語云女房四五人はかりうす色のしひらかことはかりゆひつたり しひらはうはも也」

「細海抄」(夕顔) 「褶字也裳など引かけたるは人をうやまふさまにて同僚計あるとは見えぬさまなり」

「湖月抄」(夕顔) 頭注に「細」 褶字也裳など引かけたるは、人をうやまふさまにて同僚計あるとは見えぬさまなり」。傍注に「うは裳を云」とある。

同 (未摘花) 「しびら」の傍注に「裳をかけたる也」とある。

「新釈」(夕顔)「褶は、令義解に、枚帯也といへば、裳の腰に又うはもとて、ひらめなる絹をまとふを、ここは裳を略して、その枚帯のみ引きかけてある也。故に托言ばかりひきかけてとはいふ也。

催馬楽に上ものすそぬれ、下ものすそぬれなどいへり。さてうやまふ主あれば侍ふ女は裳をきるなれど、こは隠れたる所故にしびらをのみそのしるしに引かへて仕ふる也」

「対校源氏物語新釈」(夕顔) 「褶」、「うはみ」とも「ひらび」ともいふ。裳と殆んど同じもの」

「日本文学全書源氏物語」(夕顔) 「褶は裳と同じ様なもので相手に敬意を表する時に著ける。」

「日本文学大系源氏物語」(夕顔) 「腰裳のようなもの。『褶』は『うはみ』とも『ひらび』ともいう。裳より形も小さく、腰に巻きつけて裳の代用に用いるもの」

同 (末) 「褶は腰につける小さい裳」

「源氏物語評釈」(夕顔) 「しびら どういうものかわからない。男は袴の上、女は裳の上に着るといふ。礼装」

同 (末) 「どういふものかわからない。礼装のとき、腰につけると言う。」

以上によると、

- (1) しびら即ちうはも——河海抄(夕)、湖月抄(夕)、新釈(夕)、しびら即ち裳——細流抄(夕)、湖月抄(末)
- (2) 裳と同様のもの——対校新釈(夕)、日本文学全書源氏物語腰裳の様なもの——日本文学大系源氏物語(夕)
- (3) 不明とするもの——評釈(夕)(末)

即ち細流抄以外は、褶をいわゆる唐衣の裳とは區別して考えている。細流抄も褶の字を当てている所から、衣服令の褶や延喜式の褶

を考えていると見られるので、これも唐衣の裳とは別物と考えていると解することが出来る。これを始めに掲げた浮舟の巻の本文に当てはめると、上掲の諸注が、この場の「裳」は「褶」をいいかえたものと解しているのは、しびらが広義の裳に含まれるところから発していると考えられる。

しかし、一体、浮舟の巻のこの場で、裳と褶とは果して同義語として用いられているのだろうか。私はこの点を先ず考えたい。本文中の「しびら」「しびらだつもの」の用い方を点検すると

(1) 「いと寒げなる女房、白き衣のいひ知らずすすけたるに、きたなげなるしびら引きゆひつけたる腰つきかたくなしげなり」

(末摘花)

(2) 上掲本文(浮舟)

(3) 「いと忍びて五月の頃ほひよりのし給ふ人なむあるべけれど、その人とは、さらに家のうちの人だに知らせず、となむ申す。時々中垣のかいま見し侍るに、げに若き女どもの透影見え侍り。褶だつもの、かごとばかり引きかけて、かしづく人侍るなめり。」(夕顔)

(1)は落魄した故常陸宮邸、姫君に仕える古女房達が着けている。

(2)は宇治の薫の別業に、隠し据えられている浮舟の女房侍従が、女君に仕えるのに着けている。

(3)は五条の隠れ家、人目をしのび住む夕顔に仕える女房が着けている。なお、栄花物語にも一例が拾える。

(4) 「若やかなる女房四五人ばかり、薄色のしびらども、かごとば

かり引き結びつけたたり。何事もしめりあはれにをかし」（はつ
 はな——日本文学大系栄華物語に拠る、以下同じ）

(4)は、寛弘七年正月、復位した伊周が、「一昨年よりは、御封など
 も例の大臣の定に得させ給へど国々の守も、はかばかしくすがや
 かに奉らばこそあらめ、いといとほしげなり」（はつはな）とい
 う不如意の生活の中に病み、北の方にあわれな遺言をする条で、女房
 達が着用。

右の四例の共通点をもとめると、
 イ、主君の前で女房が着けている。

ロ、その主君は逼塞した生活をしているか、又は事情があつて存在
 を秘している。

ハ、従つて褶を唐裳の上に着けるのでなく、褶だけを単独に衣服の
 上に着けている様子である。

しびら（褶）については「箋注和名類聚抄」に

「褶、音邑、字波美、見二本朝令、○昌平本下総本有二三和名三字、下襲也、覆
総本作二字波毛一与二伊呂波字類抄一合、按褶見二衣服令、

袴上ニ言也、云々」

「女官飾抄」に

「しびらはうは裳の事也男は袴の上の着也女はから裳の上にかきる
 也褶と書也」

「源氏官職故実秘抄」に「しひらたつ物」の条に

「しひらは褶なり男は袴の上にかきる女は上裙にて具して着る物也
 といへり或は略して褶ばかりも着けるとなり是も女房のほどく〜に

よりに其色替るにや○衣服令内親王浅緑褶蘇芳深浅紫緑緞女王褶
 同内親王内命婦一位浅縹褶蘇芳深浅紫緑緞三位裙亦同蓋不見
 褶制略○同集解穴云女褶服上二耳跡云婦女服二褶裙男褶加表
 袴上女褶先著褶而額緞裙表而褶下端頭也穴与跡」

などあるところから諸注が褶即ち上裳とする説を採つたものかと思
 われるが、衣服令に見える女子の礼服が、源氏物語の舞台となつ
 ている時代にも、変わらずに行なわれていたのではない。「続日本
 後記」承和七年三月丁丑朔の詔に「宜下自今以後女所服夏之表紗
 冬ノ中ノ裙不_レ論貴踐一切禁断一裳之外不_レ得_二重著_一京畿七道准制
 禁断。」と見え、延喜式弾正式に「凡婦人拾_レ裳不_レ論貴踐一裳之
 外不_レ得_二重著_一単裳不_レ在_二制限_一」と見える通り、礼服にも褶を着
 けることは停められた。それに伴つて裳の製も変わつて中古のいわ
 ゆる唐衣の裳となつた。褶は用いられなくなつたが、私家の用にわ
 ずかに名残りを留めていたものであらう。（註）

標注令義解校本の衣服令内親王礼服の注には左の様に云つてい
 る。

「シキタモ褶。跡云。婦女服_二褶裙_一。謂男褶ハ表袴ノ上。女褶ハ先着褶而額緞裙
 表ニシテ而褶下端頭ルル也。着_レ総之裙也。この説に依るに、裙よりも
 下に着る物也。（略）源氏夕貞に、しびらたつものかことばかり
 引かけて、かしく人侍るめり。河海抄に、延喜式褶。覆袴之衣
 也。と見ゆ。此袴は張袴なり。張袴の上に褶、其上に裙也。又夕貞
 に、うすもの、裳あざやかに引ゆひたる腰つき、さはやかになまめ
 きたり。と見ゆ。前に引るしびらたつ物は、夕貞、君の隠家なる女

房の褻^ケのさまにて、裳^モを着たるばかりの正しき体は見えねど、袴の上にしびららしき物をかけたるはうやまふ人あるにや、といへる也。これに依るに、褶字シビラと訓べきが如くなれ共、シビラは中古褻に用る袴の称にて、其制下^シ裙に等しき也。さればシビラは俗称にて、私家に仕る女房の着る物なれば、令の褶字を、それに依てシビラとは訓べからず。されば褶は、下裙にて、即礼服の折に裙の下に着る物なれば、シタモの訓よく当れり。又うすもの、裙、あぎやかに云々は、御息所に仕る女房の事にて、こは裙を着たる式正の姿、貴人の御前にてのさま也。中古より裙をも裳と書たるからに、裙とはいかなる物とも知られ難くなれど、中古の裳は、今の裙也。かゝれば、褶は裙の下に着る物なる事、縫殿式^{シタモ}に下裙。和名抄に下^シ曰裳。とあるを合て知べし。字類抄にウハモとあるは男^シ服にて、既に前件(筆者注、皇太子礼服の条)にいへり。女のは下に着る物なるゆゑにシタモと云也。此物男の用ると、女の用ると、一字両訓也。混べからず。」

これによると、衣服令に見える男子の礼服の褶は袴の上に着用するものであるからうはも又うはみと云ったが、女子礼服の褶は紅の袴の上にとまとい、更らにその上からも着けたので、したもと訓むべきで、しびらと訓むべきでない。しびらは俗称で、中古私家に仕える女房の着るもので、褻に用いる裙(仕立てが下裙に等しい)の称で、令の礼服の褶とは別物だというのである。源氏物語と栄華物語に見える用例でも、しびらは、私家に仕える女房の、褻に用いる略式礼装であつたと解される。

浮舟の巻の上掲本文について云えば、侍従は、「おはせむとありつれど、かかる雪には、と、うちとけ」(浮舟) ていた際だったので、昨夜は、ふだん女君に仕える時に着ている略礼装で、「あやしき褶」を着けていた。そしてその姿のまま、浮舟に付き添って出かけたのだった。

次に、本物語中に見える裳の用例を点検すると、左の通りである。

- 用例一六(大成索引による)。その内、着用例一一。
- (1) 紫苑色の折にあひたるうすもの裳鮮やかに引き結ひたる腰付、たをやかになまめきたり(夕顔)——六条御息所邸、中将の君
 - (2) いかか思ふらむ、と、さすがにすぐしがたくて、裳の裾をひきおどろかし給へれば(紅葉賀)——宮中、源典侍
 - (3) 下簾の様など、よしばめるに、いたうひきいりて、ほのかなる袖口、裳の裾、汗衫など、ものの色いときよらにて(葵)——六条御息所の車に陪乗する女房
 - (4) 下仕へはあふちの裾濃の裳、なでしこの若葉の色したる唐衣(蛭)——六条院、五月五日の競射を見る下仕えの女
 - (5) 柳の織物の細長、萌黄にやあらむ、小袷着て、うすもの裳のはかなげなる、ひきかけて、ことさら卑下したれど、(若菜下)——六条院の女樂、明石の御方の謙遜による着裝
 - (6) 人々も、鮮かならぬ色の、山吹、搔練、濃き衣、青鈍などを着かへさせ、薄色の裳、青朽葉などをとかくまぎらはして、御台

- はまゐる(夕霧)——喪中の一条宮、女房達
- (7) 紅の黄ばみたるけそひたる袴、萱草色のひとへ、いと濃き鈍色の黒きなどうるはしからず重なりて、裳、唐衣も脱ぎすべしたりけるを、とかく引きかけなどするに(幻)——六条院、中將の君、
- (8) 侍従もあやしき褶着たりしを、あざやぎたれば、その裳をとり給ひて、君に着せ給ひて(浮舟)——匂宮の前にある浮舟の女房、侍従
- (9) 裳はただ今われより上なる人なきにうちたゆみて、色もかへざりければ、薄色なるを持たせて参る(蜻蛉)——浮舟失踪後、右近に代つて匂宮邸に召される侍従
- (10) 黄なる生絹のひとへ、薄色なる裳着たる人の扇うちつかひたるなど、用意あらむはや、と、ふと見えて(蜻蛉)——女一宮の御前に侍る小宰相
- (11) 限りあれば、宮の君などうち言ひて、裳ばかり引きかけ給ふぞ、いとあはれなりける(蜻蛉)——女一宮に出仕した蜻蛉式部卿の宮の姫君。
- (8)は本稿の問題とするところであるから暫くおいて、他の十項は、宮中や権門の邸で、女房が着用している点から見て、明かに、すべて唐衣の裳である。
- 褶の着用例は、褶が私的であり、その主家の忙びしい生活を反映しているのに比べて、裳は、いかに公的な晴れの衣裳であるかを、この十項の着用例が実証している観がある。(8)も侍従の褶と裳と

- の、褌と晴れの使い分けと見ることができよう。「歴世服飾考」に「源氏物語浮舟ノ巻ニ侍従もあやしきしびらきたりしをあざやぎたれば、そのもととりて君にさせたまひてトアレバ、褶ヲオシナベテハ裳トイヒシ事知ルベシ」(巻六)と云っている。源氏物語の従来の注がそうなっていたし、枕草子の異本にも「裳は大海、しびら」という本文があるから、その如くに考えたのだから、むしろこの一節は、褶は褌に、裳は晴れの場合に用いた、という例証として挙げるのに適した個所であろう。
- 裳着、三例。
- (12) 梅枝——明石の姫君
- (13) 紅梅——紅梅大納言の姫達
- (14) 宿木——女二宮
- 唐衣の裳であることは云うまでもない。
- 贈り物、一例。
- (15) 中宮より白き御裳、唐衣、御装束、御髪あげの具など、いと二なくて、(行幸)——玉璽の裳着に際して秋好中宮から禄、一例。
- (16) 四位六人は女の装束に細長をへて、五位十人は三重襲の唐衣、裳の腰も、みなけぢめあるべし(宿木)——六の君と匂宮の新婚第三夜の夕霧邸。
- (15)(16)二例とも唐衣と共に与えているところから、問題なく、唐衣の裳と見ることが出来る。
- (8)は暫く措くとして、一五例すべてが、所謂唐衣の裳の意味で用

いられている。(8)の侍従の場合も、匂宮の前にあるので褻の用の褶を脱いで唐衣の裳をつけて正装していると見るのが自然ではなからうか。それに、衣裳を届けた右近の心積もりでは、侍従が宮の手水に仕える筈であった。その点からも侍従は裳をつけているべきである。女君は「濃き衣に紅梅の織物など」美しく着換えている。

(この部分にだけ「居給へり」と浮舟に敬語が使われている。高い身分の女性の着る上等の装束を着けた女君の、端麗な気品を表現したものであろう。)
 「侍従も」と云うのは、その女房姿が、この場の女君の侍女として相応わしいことを意味するのであるから、褶ではさまにならない。匂宮の前に待るに適當した着裳の姿(上掲着用例(9)参照)で扣えていると解したいところである。

鮮麗な裳は、それを着ている女性の服装全体を引き立てる上に、その容姿、品位までを香り高く感じさせる力を持っていた。紫式部日記の後一条帝誕生の条には、彰子中宮付きの女房達が晴れの日の裳にめいめい趣向を競う様が記されている。上の着用例にも、若く美しい女性の姿態が、裳を中心に描出されている(1)(7)(10)。褶にはその様な積極的な魅力はない、ひっそりとしめやかな、あはれを添える美しさはあるだろうが、侍従の着けていたのが華やかな裳であったればこそ、匂宮は浮舟に着せて見たくなつたのではなからうか。

(二)

玉の小櫛に「御手水をまらする女は、かならず裳をきる礼儀な

る故に、有合せたる侍従が裳を、浮舟君にきせて也」と云う。その通りであるが、私は、この外に、匂宮が浮舟に裳を着せて手水に奉仕させた動機を、重く見たいのである。宮の手水の奉仕には侍従がその為に衣服を整えて扣えている。薫は女房の奉仕で手水をつかう習わしだった。宮も辛抱しようと思えば侍従の世話を受けてすますことが出来た筈。それなのに、敢えて女君に命じたのは、真淵が云つた通り、宮の戯れ心に原因するのであろう。現に作者は下に「かたはなるまで遊びたはぶれつづ暮し給ふ。」と書いている。この御手水の場面も遊びたはぶれ給う一例なのである。今日は濃ききぬに、折に合った紅梅の織物の五つ衣を、あはひをかしく重ねて据わっている浮舟は今までに見ない気品があつて、宮は女君の美の新たな一面を発見する。その上侍従の鮮やかな裳をつけさせたら、器量も服装も更に引き立つに違いないと思ひ付いたのだろう。下に「かたわなるまで」とあるから、侍従に裳を脱がせて、宮はそれを手づから浮舟に着せたのかも知れない。裳をつけた女君は果して絵から抜け出した様に美しく見える。手水の世話をさせながら、宮は、妹の女一宮にこの人をさし上げたらさぞお喜びだろう。女一宮には身分の高い女房が大勢お仕えしているが、この人程の品位を備えた美人はめつたにならうと気に入っている。生れて始めて晴れの装束を着た美しい浮舟が、美男の皇子と対座して手水に奉仕している場面である。それは、昨深更雪の宇治川を渡る小舟の中で、「(宮に)つとつきて抱かれたる」場面、「月さし出でて軒の垂水の光り合いたるに人の御かたちもまさる心地す。宮も、ところせき道の程

に軽らかなるべき程の御衣どもなり。女も脱ぎすべさせ給ひてしかば、ほそやかなる姿つき、いとをかしげなり。」(浮舟)とある打とけ姿に次ぐ、絵画的情景の一つ。女主人公が衣裳を一新して、宇治逗留の一連の物語絵的情景に、美的・浪漫的生彩を加えるために設定された場面と私は理解する。そして、作者がこの設定に、物語展開上の重要な役割を担わせていると考えるものである。

浮舟を相手に宮は終日「かたわなるまで遊びたはぶれつつ暮し給ふ。」と作者は云う。宮は二八才、浮舟は二二才、当時としては二人とも分別盛りにさしかかった年令である。細流抄は「御でうづまゐらせ 浮舟に、てうづをかけさせられし也。よろしからぬ御ふるまひなり」と宮を批難している。親友の愛人を誘い出した上、仕え人扱いにする不信行為をなしているのか、恋人は真面目に扱うべきだという意味か、単に不作法を叱るのか知らないが、宮のふざけを咎めているのは明かだ。作者も「かたわなるまで」と批難をこめた口ぶりである。この戯れは、宮の浮舟に対して抱いている狂熱的な愛の本質を露呈する。宮は、浮舟その人の人格を認めて愛しているのではなかった。また、女一宮に奉ろうかと、無責任なことを考えているのである。彼女は宮にとって美しい、生きたもてあそびものなのであった。しかも、浮舟にはそれが見抜けない。それは帰り途、「例の抱き給ふ。『いみじく思する人(筆者注、薫)は、かうはよもあらしよ。見知り給ひたりや』とのたまへば、げに、と思ひて、うなづき居たる、いとらうたげなり。」(浮舟)に至って一層明白になる。

昨夜の匂宮の陸言には、たばかりの要素があった。

「二の宮を、いとやんごとなくて持ちたてまつり給へるありさま(筆者注、薫)なども、語り給ふ。かの耳とどめ給ひし一言(筆者注、宮中で、浮舟を想つての薫の吟誦)は、のたまひ出でぬぞにくきや。」(浮舟)宮は正々堂々の競争者でなく、浮舟の心を盗む誘惑者である。次いで、この場面で、宮の愛が遊びであることを作者が明示した。匂宮介入の、この意味の重大さが加わって来る。

浮舟にとって、匂宮との出逢いの最初には不可抗力的な過失であったものが、この度の隠れ家逗留中に、浮舟自身の内に、薫に対して心疚しい、匂宮への傾斜が大きく根を張ってくる。「かたみにあはれとのみ、深く思しまさる」と作者ははっきり書いている。浮舟は運命の重大なポイントに立たされたのである。

昨夜この岸に渡る小舟の中で浮舟の詠んだ哥

たちばなの小島の色はかはらじをこのうき舟ぞゆくへ知られぬ
今日の夕方浮舟の詠んだ哥

ふりみだれみぎわにこほる雪よりも中空にてぞわれは消ぬべき

「この浮舟ぞゆくへ知られぬ」「中空にてぞわれは消ぬべき」二度までも、暗い、死を暗示する様な、不吉なひびきを持った言葉が、女主人公の口から知らず知らずに発せられているではないか。危険が迫っているのだ。宇治の隠家逗留中の最も華麗な場面に、作者は、注意信号をちらりと見せたのだ。薫からは大君の形代として愛されたに過ぎなかった浮舟は、この度は匂宮との出逢いによって、もったかないような運命の危機にさしかかる。その歩みの一

一層明白になる。

段階を成すのが、この浮舟の着装の場面なのだとは私はいうけ取るのである。

(三)

なお、これに関連したものに、最初に匂宮が、薫をよそおって浮舟に近づいた翌朝の

「御手水など参りたるさまは、例のやうなれど、まかなひめざましう思されて、『そこに洗はせ給はば』とのたまふ。」

とある条も、宮の、皇子としての身分意識の表現ばかりでなく、宮の拒否に於いて、宮の浮舟に対する熱狂的な惹かれ様を描いたと思われる。薫だったら起床する時刻に、右近が手水を準備したら、性格の異なる宮は、起きしむって機嫌を悪くして、浮舟に「そこに洗はせ給はば」と嫌味を言ったのだ、と、私には思われる。下に「一時の間も見ざらむは、死ぬべしと思しこがるる人」とある。宮の言葉を身分意識とばかり解しては作者の意図したところ——温厚な薫と対比的な、強引で狂熱的な宮の愛と、半年の孤独に堪えて来た、心幼い浮舟が、宮に眩惑されて行く無理からぬ心情を、十分汲み取れないであろう。本稿に取り上げた浮舟の手水奉仕も、匂宮の身分意識という面からのみ受取られて来たが、今、私は、美的興味から宮が、戯れに浮舟に鮮やかな裳を着せて手水の相手をさせたと解したもので、そこに匂宮の愛の遊戯的乃至耽美的要素を見出し、作者が、匂宮の浮舟に対する愛の性格を掘り起して、浮舟を女主人公とする運命悲劇的な物語の漸層的展開の、新しい一石を布置したと見るのである。

ある。

(註1) 西宮記、卷十九、女装束の条に「朝拝供奉女房、四位深^{コキアケ}緋長袂礼服、緑下濃^{ヒラミ}褶及垂^{タケラ}緒五位浅緋緑褶垂^{ヒラミ}緒云々」とあるから宮中でも一部に名残を留めていたものと思われる。